甲府市教育委員会告示第３５号

甲府市武田氏館跡歴史館を指定管理者に管理運営させるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年６月条例第１６号）第２条の規定に基づき公募し、同条例第１１条の規定により、次のとおり告示する。

令和７年１０月３日

甲府市教育委員会
教育長　松田　昌樹

１　指定管理を公募する施設の概要

（１）施設名称

甲府市武田氏館跡歴史館

（２）設置目的

武田神社への参拝者も含め、国史跡武田氏館跡を訪れる多くの来訪者に戦国大名武田氏三代の居館としての歴史的、文化的価値に対する理解を深め、その情報を発信して現地へ誘うために整備されたガイダンス施設である。合わせて、館とともに成立した「甲府」を語り、誇るべき歴史遺産を地域住民とともに共有し、地域の活性化につながる活動拠点として利用することを目的とする。

（３）所在地

山梨県甲府市大手三丁目１番１４号

２　指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

３　指定管理者が行う業務の範囲等

本手続きに関する募集要項、業務仕様書のとおり

４　指定管理者の申請資格等

（１）資格事項

法人等であること。なお、共同体を構成して申請する場合は、山梨県内に主たる事務所を置いている、又は置こうとする団体のうちから代表する法人等を定めること。

（２）法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。（欠格事項）

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けてから３年を経過しない者

オ　税を滞納している者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員、又は同条第６号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体、及びその利益となる活動を行う者

キ　甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者選定委員会の委員の属する法人等

５　手続き等

（１）本手続きに関する募集要項、業務仕様書、申請書類等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

（２）各申請書類の提出期限及び提出先等については、募集要項を参照すること。

６　問い合わせ先

甲府市教育委員会　教育部　生涯学習室　歴史文化財課

〒４００－８５８５

山梨県甲府市丸の内一丁目１８番１号

電　話　０５５－２２３－７３２４

ＦＡＸ　０５５－２３５－５６４８

E-mail　rekishibk@city.kofu.lg.jp